

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月1日(金) 午後1時30分から午後2時37分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44(名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
	16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
			25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
			4番	梶原 茂夫
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
			22番	和田 恵子
	23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 3(名)

農業委員
23番 山口 一光

最適化推進委員

3番 氏原 邦弘 21番 吉見 一弥

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

7番 黒田 義人 8番 河野 順子

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 農地法第4・5条許可について
報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告第5号 諸証明について
報告第6号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に
対する回答についてについて
(令和5年7月18日～令和5年8月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第4号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主事	入川 大希
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	岩見 藤三郎	主任	宇都宮 弘
------	--------	----	-------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員20名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和5年9月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、山口委員、氏原委員、吉見委員が所用のため欠席です。また、中尾委員が、どうしても所用のため遅れて来るということですが、可能な限り出席をする、ということでご報告がありました。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に黒田委員、河野順子委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
どなたかご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は9件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページから7ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

失礼いたします。番号46番ですが、◇◇◇◇にあります畑を所有している◇◇◇◇に住んでいる◇◇◇◇さんが、同じく◇◇◇◇の隣接する畑を持っている◇◇◇◇に住む◇◇◇◇さんへ所有権を移転する、という議案です。これは、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇にいてこちらに帰ってくる予定がないということで、双方の意見が合意いたしまして所有権の移転となったので、別に問題がないと考えております。

《梶原委員》

47番について説明いたします。46番の清家委員と同様、◇◇◇◇にお住まいの◇◇◇◇さんの土地を、近くで耕作している◇◇◇◇さんが耕作するという事で話がまとまりました。所有権移転であります。何の問題もないと思います。

《大塚委員》

はい、48番について説明いたします。◇◇◇◇さん、今回◇◇◇◇の農地を貸借しての改植事業の参加でございます。何ら問題があることはございません。以上でございます。

《末光委員》

49番について説明します。氏原邦弘推進委員さんの代理です。この案件は遺言による特定遺贈による所有権の移転になります。譲受人◇◇◇◇さん、高齢のため耕作はできないということです。熱心に農業をされています◇◇◇◇さんに賃貸、貸借権の設定で、何ら問題ないということでもあります。以上です。

《土居和宏委員》

失礼します。50番について説明します。所有権移転の案件です。譲受人◇◇◇◇さんは、経営拡大を図るために農地の所有権移転を希望してございます。また、譲渡人◇◇◇◇さんは85歳ということで、譲受人の希望に応じて話がまとまっております。何ら問題はないだろうと思っております。

《黒田委員》

51番でございます。この案件の土地は、先程出ました5条申請取下げの土地と同一のものでございます。こちらの事情は別といたしまして、去る8月29日に事務局から職員が2名、そして会長、副会長、私、そしてこの譲受人予定者6人が現地で立会いたしまして、現地を良く見た上で、そこで質問をしたり説明を受けたりしながら、最終的に問題がないだろうという結論に至りました。問題ないと捉えております。

《赤松利彦委員》

52番、◇◇◇◇さん、補助事業申請のため使用貸借権の設定です。◇◇◇◇であります、問題ないと考えます。

《谷本委員》

53番について説明をします。これは◇◇◇◇の関係で、補助事業申請のための使用貸借権の設定です。何も問題ないと思われます。以上です。

《渡邊鉄雄委員》

はい、54番を説明させていただきます。譲渡人◇◇◇◇、譲受人◇◇◇◇、◇◇◇◇でございます。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上委員》

失礼いたします。49番のこの特定遺贈の件なんですけども、農地法3条の3で、相続の場合は、まとめてというか、出てきますよね、相続した場合は。今回の場合の特定遺贈で、その3条の3に行かずにこちらの農地法の通常の3条ということによろしいんでしょうか。

《中島次長》

はい、相続の場合はですね、当然に相続が発生しまして所有権が移転するわけなんですけども、特定遺贈の場合はですね、3条許可が必要ということで、このような形になっております。

《井上委員》

ありがとうございました、勉強になりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

《末光委員》

よろしいですかね。名前の部分だけ、総会の資料にあったんですが、◇◇◇◇さんかな、に遺贈になるのですが。◇◇◇◇さんの方から◇◇◇◇さんの方に、行くんですね。そういうことで、言葉が足りなかったんですが、理解してもらえますか。すみません。

《 会 長 》

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、薬師寺委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。薬師寺委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は駐車場敷地が1件、木材集積場が1件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

先月の29日に、会長副会長、事務局の方達と現地で立会して参りました。その中ですね、譲受人の◇◇◇◇さん、申請地の市道の対面地に自宅がございましてですね。住宅が非常に高い場所に設置されております。写真で見ただけであればよく分かるんですが、それで本人と家族の駐車場のスペースがなくて、申請地を購入して本人及び家族の駐車場として使用したい、ということです。また譲渡人ですね、◇◇◇◇さんは遠方で管理ができないということで、要望に応じて譲渡するというこ

とでございます。以前より駐車場として使用していたような所がございまして、今回は始末書も提出されておるといふことでございますので問題ないと考えております。また、周りにですね、非常に、住宅地の中でございますので、ここに駐車場が設置されたとしても問題ないになるようなことはないと思ひます。以上でございます。

《細川委員》

15番ですが、先月の29日に現地調査を、会長はじめ事務局と関係者の◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、私で行いました。◇◇◇◇さんは木材置場を探して、住宅地から離れた所が欲しかったみたいで、この土地は昔は桑を植えたりその後木を植えようとしたこともあったみたいですが、鹿に食われてしまったりしたそうです。写真で見ると綺麗にはなっているのですが、最近草を刈ったそうです。生活排水はございませんので、◇◇◇◇さんも土が流れないように対処するということでしたので、別に問題ないと思ひます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思ひます農業委員さんは挙手を願ひます。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和5年9月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規7件26,769.98㎡、更新9件22,374.00㎡、計16件49,143.9

8㎡となっております。

所有権移転につきましては、吉田地区で1件、372.00㎡となっております。

今月の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

なお、番号125、126につきましては、本来の地区担当委員は上田委員でございますが、経緯の詳細について、小清水会長が把握しているという関係で、小清水会長に説明をお願いしております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

117番について説明します。この件は更新です。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇君に耕作依頼をしたということで、問題ないと考えます。

《島山委員》

118番について説明します。118番は更新の案件です。◇◇◇◇さんの田を◇◇◇◇さんが耕作されます。これまでどおり耕作されるということなので、問題ありません。以上です。

《松本委員》

119番、120番について説明させていただきます。これは119番は、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの更新契約となります。現地に行きましたら、ハウスが建っており野菜を作っている、そういう現状でございます、何ら問題がないと思います。120番も同じくハウスの園地がございまして、何ら問題はないと思います。

《廣見委員》

121番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの賃貸借権の更新であります。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われれます。

《末光委員》

122番について説明いたします。この案件は氏原推進委員の代理です。122番については更新であります。利用権設定を受ける◇◇◇◇さんは、高齢ではありますが元気に農業をされています。今までどおり耕作するというので、問題はないということです。以上です。

《山本一也委員》

123番について説明します。◇◇◇◇さんは熱心な柑橘生産農家であります。◇

◇◇◇さんは、相手方の要望と高齢のため耕作ができないことで、◇◇◇◇さんに耕作をお願いするということです。◇◇◇◇さんも同じく、124番の◇◇◇◇さんは耕作不便のためできないそうです。賃貸借設定の更新であります。

《小清水委員》

125番、126番についてご説明申し上げます。125番の利用権を設定する者、◇◇◇◇在住の◇◇◇◇さんと126番の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございます。

この◇◇◇◇さんが、一時期ですね、◇◇◇◇から帰られて百姓するという事で家族と一緒にですね数年間百姓しよったんですが、諸般の事情でですね、また◇◇◇◇の方に帰られて、◇◇◇◇さん夫婦が耕作を實際されておるといふような状況でございました。

先般、◇◇◇◇さん脳梗塞で、どうしても農業を続けることができないということで奥さんの方から私の方に電話がございまして、誰かおらんやろうかということで話しておりました。2、3年後には全園を貸したという話だったんですけども、急遽そういう話になりましたので、親戚にも当たったりなんかしまして。この度、◇◇◇◇君、この方は◇◇◇◇の出身でございますが、みかん作りをやりたいということで、2年間◇◇◇◇さんの所で研修しまして、土地を借りながら農業やとったわけなんですけど、ちょうど先般、4月にですね、土地を手放したいということもございまして、今回この土地全てをですね、◇◇◇◇君が耕作するという事になりました。三者を交えて、三者とも、私も含めて◇◇◇◇君、◇◇◇◇さんの奥さんと話をしてですね、非常にスムーズに話が続きまして、30年の豪雨災害で被害があった所を除いて、ほとんど◇◇◇◇君がもう、すぐ耕作に入ると。摘果も◇◇◇◇がお手伝いをするのでということで、順調に話が進みました。今回、賃貸借権の設定になったわけでございます。何ら問題がないと思っております。

《山本豊紀委員》

127番についてご説明いたします。本件は、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんの方に樹園地 3,300 m²をあてるといふ話で、新規でございます。この◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございます。親がやっておった園地は別の人にあてとったんですが、その方がこの度亡くなられてできなくなったということで、今度◇◇◇◇さんが耕作するという事になりまして、新たに貸借権を設定するという格好になります。熱心な農業者ですので、全く問題はございません。

《赤松利彦委員》

128番から130番、◇◇◇◇さんは新規に賃貸借権設定、使用貸借権を設定するので、3人とも近い身内です。何ら問題ないと思われま。

《谷本委員》

131番について説明をします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇から借りることになっております。何も聞いてはいないんですが、更新でありますので何ら問題ないと思いま

す。以上です。

《薬師寺委員》

132番について説明をいたします。同じ地区内の◇◇◇◇の◇◇◇◇君が、近所の◇◇◇◇さん相続人の◇◇◇◇さんが農業ができないので近くでやっておられる◇◇◇◇さんがやられるということで、新規の賃貸借権設定が行われました。この方はご両親も熱心に農業をされておりますので、何の問題もないと思います。

《赤松俊雄委員》

8番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さんはみかん作りを熱心にやっておったんですが、旦那さんが寝込んでおりまして、最近旦那が亡くなりまして、もう百姓やめるということで、◇◇◇◇さんがこの◇◇◇◇さんの畑を借りておったんです。◇◇◇◇さんが買うということで、こういう状態になりました。何ら問題はないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

議案書19ページをご覧ください。議案第4号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、でございます。内容についてはこれまでの説明に追加するものはございませんので、この後の流れについてご説明します。

なお、事前に申請人からの意見書を送付しておりますが、前回同様あくまでも申請人個人の意見でございます。

採決について、前回の総会でお配りしております投票用紙（案）の内容で投票していただきます。投票用紙については、事務局説明の後、意見のある委員の発言後にお配りをいたします。記入方法については、投票用紙配布後にご説明いたします。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

このことについて、どなたかご意見、ご質問はございませんか。はい、黒田委員。

《黒田委員》

はい。実は前回、私は和解が良いんじゃないかという発言をしたんですが、なかなか難しいというご意見を賜ったので、それじゃもうしょうがないね、と発言をした記憶があるんですが。ちょっとそれを、一回閉じてもらって、私はやっぱり地域農業の発展のためには、まあいろんな決着のつけ方ありますが、知事の許可を基に一番最善の方法は、両当事者の合意による解約。これにはいろんな条件が伴いましょうが、それができれば、知事の許可なしに解約ができると。これは例外規定があったと思えます。その道を模索するためには、やはり和解によることを諦めてはいけないんじゃないか、というふうに思うようになっております。

その最大の根拠は、今、これは推測でございますが、両当事者の間で大きな論点になっておるのが、推測ですが、借りておる大きく成長した柑橘の保証があるのかないのか、という。そして、それがもしですね、期限が到来したら、期限については先だって事務局の方から50年という説明がございましたし、既に経過した年数もあるわけですが、その頃になると現の借主さんも、もう相当なご高齢であろうと思えます。

そういった時に、では本当に契約が終了して、終了前に、延長しないという通知がまともに行けば、現状回復して戻すような義務もあるいは発生するかもしれないということを考えておるんだが。今、現在に収穫ができる立派な果樹を、これまでに至らずに知事の許可を受けてやるとなったら、原状回復を通り一辺に通せば根こそぎ切って渡して、土地に定着させたものは撤去して、というふうな考え方も成り立つわけですが。一方において、借地や借家に関する法律なんかでは、借主が権限によって附属せしめた物、あるいは貸主の承諾を得て附属せしめた物とか、そういう物については、価値が現存する限り価格が増加した部分とかいう表現だったと思えますが、そういう形で買取請求権が出てくるよというのが、農地法ではありませんが他の法律には確かあったと思えます。それは、社会経済全体のことを考えた時に、借主と貸主の利益の調和を図るために、法律もそういうふうな文言を入れているのであろうと思うんですが。そういった時に見ます時に、玉津という非常に急峻な地形で先祖代々の方が切開かれて、全国に冠たる産地の樹木を救ってやることはできないか。それが、玉津地域全体にとっては、社会経済的に見たら良いことではなかろうか。ただし、その場合、前の山口さんが仰ったようにですね、両当事者の歩み寄りが不可欠ではないか、と思

っております。そこには、丁寧な、合理的な説明に基づく歩み寄りが必要ではないかと。その時期がいつになるかは、それは、なかなか難しいことではございますが、是非ともその方向に歩み出していただきたい。そして、そのことが両当事者にとっての現実的な利益につながるのではないかと考えるわけでございます。

それぞれの事情があって、一旦は裁判という形で宇和島市側が敗訴しておられるのでございますが、これはあくまで手続き法に基づく敗訴であると認識しております。

先程申しました、色々な法律を見ていった時に限られてくるのは、結局知事の許可を得るか得んかということに絞りこまれてくる。今日もその主旨で採決が行われるわけでございますけれども、その後始末というか、そこらを私は和解という方法で、お互いが心に残していくべきではないかと。

それともう1つ、農地法を読んでおられますと、農事調停という制度もございます。民法の、民法ではない、民事手続の中に民事調停というのがありますが、民事調停の一種に農事調停というのがあり、調停する人が2名と裁判官とで、比較的早く、わずか3ヶ月くらいで決着ついてしまう。これは、農業委員会の事務局の方から小作に関する役割を担当する人も行って、意見を述べるような仕組みであったと思いますが。そういう制度も、農地法に定める和解とは別にありますし、そしてまた、農地法に定める和解は、別に社会的常識的な国語的意味に使われる和解、お互いのわだかまりをなくして歩み寄らんか、という、そういう考え方もございます。

明治維新ではありませんが尊王佐幕が争うて実際血を流してやるよりは、できれば円満妥当な解決に向かって、両方が歩み寄ってもらいたいという気持ちでございます。

《 会 長 》

はい。今の黒田委員について何かご意見、ご質問。

はい、井上委員。

《井上委員》

私が前回からおりますんで、その話をしても良いんですけども、イメージダウンにつながるといけませんので。

ただ、前回は、喧々諤々、長いこと揉めまして。みんな、こういうこと初めてです。合意解約じゃない解約いうのを今までなかったということで、いろいろ事務局調べまして。結局は、弁護士の先生が見えられておりまして、その方の意見で最高裁まで行っても農地法は耕作者保護で、裁判に負けんのは耕作者保護よというふうな意見で、私は返した方がええ思うとるんですけども、そちらの方になったという経緯がございました。

もう前回まででも、投票するって決めてたんで、喧々諤々の話戻して和解じゃの言いよっても仕方ないと思います。これだけみなさんが集まって、長い時間やって、我々が抱えとる農地って何百町いうてあるんです。早く結論を出して、一旦ここで区切って県まで行って、そのあと裁判なり調停なりしてもらう方が合理的だと思います。

《 会 長 》

はい、ありがとうございます。

この件について他にございませんか。はい、黒田委員。

《黒田委員》

仰ることことは分かりますが、これで地域社会の平和というか、みんなが心からわだかまりを無くして、農業の繁栄に結びつくかを心配したから、申し上げたわけでございます。

法律一辺倒でやるなら、審議の必要もない。もう結論は、法律の解釈運用は第一義的には担当する行政が、裁量権があると思います。それで、許可するなら許可するで、私もそれには従うので、その中で今申し上げたこととは別の意見はまた用意してやっていこうと思っております。

《 会 長 》

はい、ありがとうございました。

他にご意見ございませんか。はい、赤松委員。

《赤松利彦委員》

今までの流れで感じたことを述べさせていただきたく思います。この件の問題点を整理しますと、4月19日の臨時総会以来、◇◇◇◇さん◇◇◇◇さん双方の意見を聞くべきだという意見が度々出ましたし、私も5月1日の総会で提案いたしました。全く実現しませんでした。このことは、審議をする上で最も重要なことだと思います。

これはちょっと関係ありませんが、また、7月1日に否決となった農業基盤法による◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの可決についても、8月1日の全く掌を返したように簡単に可決されました。

◇◇◇◇さんの意見書にもありましたように、これは大きな問題と私は思います。◇◇◇◇さん、毎回総会の傍聴席に出席されておりますが、農業委員が一番重要な、中立公正であるということを示すためにも、ぜひ◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの発言の場を持っていただきたいと思います。残念ながらできなかったことは、残念だと思います。

以上です。

《 会 長 》

はい、ありがとうございました。

この件については、県の農業会議の方にも早い段階でお伺いいたしました。そうすると、県の農業会議の方では、その時期は済んだんじゃないですか、と。それをやるのは裁判の前の時期やないですか、と。要は、前の委員さん達の中でやるべきでしょう、やってるべきでしょう。今回は、裁判は差し戻し審査ということで、平成29年の申し立てが出た時期、30年の審議した時期、その時期に帰っての話をしなさい、と。その時の時点で差し戻って審議をしなさいということでしたので、今更、時期が5年も経過した今聞いても、その時と話が違っているところがあるんじゃないか。

ただ、園地につきましては、30年の当時、◇◇◇◇さんの園地全園を見てなかったんで、その点は今からでも見ておこうということで、見せていただきました。その中で、◇◇◇◇さんが20アール耕作する他に、◇◇◇◇さんの名義で耕作権がある園地があるということも分かりましたし、◇◇◇◇にある37アール、当時は、当時といたしますか30年時代は、◇◇◇◇さんが基盤法で借りていた。その土地がですね、令和2年に満期といたしますか、任期満了になってですね、◇◇◇◇さんに返って、耕作権が返ったということも園地を見て分かったことです。

本来は30年の時に見てなかったらいけない問題で、これは農業委員会の過失だと思っております。その点は、上といたしますか、農業会議とも相談して、今聞く必要はないだろうということで、双方にお聞きをしております。

◇◇◇◇さんの方にもですね、そういう話は一切しておりません。和解の時の話をしましたけれども、それぐらいです。あと、基盤法の時には、7月の時に私が一言言って、それこそ自分が耕作できる農地があるのに貸すのはおかしいんじゃないかということで、賛成が2名やったと思いますが、それでみなさんがおかしいと思って手を挙げられなかったということは、ご承知のとおりだと思います。

これも、私が今言いましたように、申し入れの理由、◇◇◇◇さんの申し入れの理由というのですね、耕作面積が少ない、それで赤字になっている。だから耕作面積を広げて黒字経営をしたい、ということでした。その申し立てと違ってるんじゃないの、とみなさんが感じたから7月の段階では手を挙げなかった。8月につきましては、申し上げたように耕作者保護、今作られている◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんがもし何かあった時には、全然耕作者としてメリットがないわけですね、保護されない、法的に。農地法でも保護されないんで、基盤法で所有権、貸借権を認めて、その方たちに今と同じようにですね、きちんとした権利を与えようということをお聞きしていただいて、基盤法通していただいたということであってですね。最初の時に、十分な説明がなかったのが悪かったんですけども。それはみなさんの気持ちの中で、その基盤法のことだけであれば通したと思いますが、この裁判絡みになっているんで、そこら納得できないのがみなさんあったので、手を挙げなかったということはお聞きをいただきたい、というふうに思います。

この件について、何かご意見ございませんか。

ないようでしたら、その他ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

それでは、意見もないようですので、議案第4号農地法第18条、はい、すみません。

《森委員》

議決権もないんですけど、ちょっと分からないところをお聞きしたいんですが。今回、意見書でよく◇◇◇◇さんの意見は理解できたんですが、この件についてはみな

さん、農業委員の方は既に分かっていたことなんですか？◇◇◇◇さんが言ってる意見というのは、理解しておったんですか？農業委員さんは。私は出席してない場面もありますので、分かってない事実はこの中に書いとったんですが。

《 会 長 》

意見書は◇◇◇◇さんの意見ですので、私達の意見とは違っているところもあります。意見というのはですね、考え方、当然裁判したんですから考え方が違う、ものの取り方が違う。こちらから言わしたら、これは事実とは違うと思うところもあります。ですけども、ここでそれを上げようっても際限ないのかなと思うんですが。裁判所じゃないんでですね、向こうの意見を上げてもらったのを、それについて討議するというのはおかしいだろうと。あくまでも、私達が考える会の進め方、こうしていかないと私たちの結論というのは出ない、というふうに考えておりますので、顧問弁護士に聞いてこれについては配った方がよいよということですから、配りはしてます。全員に配りはしてますが、意見書についての質疑といいますか、は私達ではするつもりはありません。

《森委員》

それで、私もあまり関係ないんだけど、1つだけお聞きしたいのは、最後の方に◇◇◇◇さんが書いている中で、代理人の弁護士の先生が細かく意見書を出しとるんでしょ。弁護人の方が意見書を、第3に書いていますが。令和5年4月12日に◇◇◇◇弁護士の意見書は極めて重要な情報となっております、と書いてありますが。私、これ分かんのですが、それが分かる人がおれば、ちょっと説明して欲しいんですか。◇◇◇◇弁護士の意見といいますか。

《中島次長》

これに関しましてはですね、前回4月の審議の前に全員にお配りも、郵送でお配りしたと思います。

《森委員》

はい。

《中島次長》

お配りしております。その後ですね、今資料は回収しておりますから、今、回収しておりますけども、その時にですね、お配りしてこういう意見を出しておりますということで、皆さんにお配りしたと思いますが。

《 会 長 》

はい、他にご意見ございませんか。

ないようですので、議案第4号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、を採決することといたします。

採決の方法は記名投票といたします。自分の名前を書いていたいただきたいと思います。投票に入りますので、会場の閉鎖を命じます。ただいまの出席委員は23名であります。投票用紙を配布いたします。

(投 票 用 紙 配 布)

《 会 長 》

投票用紙の配付が終わりました。配布漏れはございませんか。配布漏れがなしと認めます。

ここで投票用紙への記入方法の説明があります。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

それでは、投票用紙をご確認ください。まず、農地法第18条第1項の規定による許可申請に対して、許可すべきかどうかの判断根拠となる項目を4項目挙げております。それぞれの項目について農地法の趣旨に照らしてご判断いただき、どちらに該当すると判断したか、該当すると思う方に丸をご記入ください。そして、それらを総合判断して、本許可申請を許可すべきか、不許可とすべきか、農地法に基づいた判断。各判断項目との整合性のとれた、説明ができる最終判断をしていただき、その判断結果として許可、不許可、どちらか一方に丸を記入してください。ここまでの記入は丸だけです。記入欄の真ん中にはっきりとご記入ください。丸以外は記入しないようにしてください。最後に、宇和島市農業委員と記入されている右側下線を引いてある所へ、氏名を自署してください。記入が終わったら机の上に乗せてください。

みなさんが記入し終わるところで、職員が回収に回ります。箱を持って回りますので、箱に入れるに時はですね、表向きにして、書いた部分が見えるようにして箱の方に入れてください。

以上でございます。

《 会 長 》

言い忘れたんですが、今回、私も投票に参加させていただきます。農林省の方に確認いたしましたところ、議長である会長も農業委員であるため1票を投票してもかまわない、すべきである、というふうな意見を農林省の方からいただきましたので、入れさせてもらいます。

それでは、ご記入をお願いいたします。

(投 票 用 紙 記 入)

《 会 長 》

ご記入は終わりましたか。はい、終わったようですので、回収をいたします。

(投 票 用 紙 回 収)

《 会 長 》

これより、集計を行います。開票立会人に、大島委員、和田委員を指名いたします。両名の立会をお願いいたします。

(投 票 用 紙 集 計)

《 会 長 》

集計が終了いたしました。立会人は席へお戻りください。会場の閉鎖を解除いたします。投票の結果をご報告いたします。

それでは、結果をご報告いたします。

投票総数23票。これは、先程の投票農業委員数に符合いたしております。このうち、有効投票数21票、無効投票数2票。議案第4号農地法第18条第1項の規定による許可申請について、許可とするもの7名、許可しないもの14名。従いまして、議案第4号農地法第18条第1項の規定による許可申請については、許可しないと決定いたしました。

以上で令和5年9月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
